

牟岐ふるさと応援店取扱い要領

(目的)

第1条 牟岐町を応援したい方が営む飲食店や宿泊施設、気軽に立ち寄れる施設等を牟岐ふるさと応援店（以下「応援店」という。）として登録し、利用者に対して牟岐町をPRするとともに、牟岐町及び牟岐ふるさと会員、応援店事業者の相互協力により牟岐町の活性化を図ることを目的とする。

(応援店登録)

第2条 応援店に登録を希望される事業者は登録申込書に必要な事項を記入の上、提出し、牟岐町長は下記の要件を満たす場合に登録を認めるものとする。

(1) 町内で事業を営む方

(2) 牟岐ゆかりの方（牟岐出身者等）が営む飲食店や宿泊施設等

(3) 牟岐町を応援する意思のある事業者が営む飲食店や宿泊施設等（ただし、牟岐町産食材等の利用や店内にパンフレット設置・イベントポスター掲示、SNS 媒体での情報発信などを自主的に実施していただける事業者に限る。）

(町の支援)

第3条 応援店であることを表示する販促ツール及び町をPRするパンフレット、イベントポスター等は無償で提供する。

2 ふるさと会員や利用者に対して応援店情報など普及宣伝活動を実施する。

(応援店抹消)

第4条 牟岐町長は次の各号のいずれかに該当するときは応援店から抹消することができる。

(1) 事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(2) 事業者が町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

附 則

令和6年4月1日より施行する。